

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1 適用

1. 愛媛県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、県が発注する土木工事（農業土木工事、森林土木工事、水産土木工事を含む。以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 請負者は、共通仕様書の適用に当たって、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、請負者はこれら監督、検査（完成検査、既成部分検査）に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。
3. 設計書及び図面、現場説明書及び質問回答書並びに特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
4. 設計書、図面、現場説明書、質問回答書若しくは特記仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、請負者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
5. 設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非S I 単位とする。

1-1-2 用語の定義

1. 監督員とは、工事請負契約の適正な履行を確保するため、発注者が置いた職員をいう。
2. 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
3. 設計図書とは、設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
4. 設計書とは、図面及び仕様書に記載した内容を受けて作成した工事目的物に関する施工の方法、材料の仕様、工事費の積算方法等を示した図書をいう。
5. 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称している。
6. 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
7. 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
8. 現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条

件等を説明するための書類をいう。

9. 質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に対して発注者が回答する書面をいう。
10. 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図等をいう。
11. 指示とは、**契約図書**の定めに基づき、監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
12. 承諾とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は請負者が書面により同意することをいう。
13. 協議とは、書面により**契約図書**の協議事項について、発注者又は監督員と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
14. 提出とは、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
15. 提示とは、工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
16. 報告とは、請負者が発注者又は監督員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
17. 通知とは、発注者若しくは監督員が請負者に対し、又は請負者が発注者若しくは監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
18. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとする。電子メールにより伝達する場合は、「愛媛県建設CALS/EC運用マニュアル（案）」によるものとする。
19. 確認とは、**契約図書**に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。
20. 立会とは、**契約図書**に示された項目において、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。
21. 段階確認とは、**設計図書**に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
22. 完成検査とは、検査員が契約書第31条第2項（契約書第38条第1項において準用する場合を除く。）の規定に基づいて請負者が施工した工事目的物と**契約図書**とを照合して工事の完成を確認することをいう。
23. 既成部分検査とは、請負者からの請求に基づき、検査員が契約書第37条第3項の規定又は契約書第38条第1項において準用する契約書第31条第2項の規定に基づいて工事の出来形、工事現場に搬入済の工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の出来形又は同項に規定する指定部分に係る工事の出来形と**契約図書**とを照合して工事の既成部分を確認することをいう。
24. 中間検査とは、工事の施工途中において、検査員が工事の出来形、工事現場に搬入済の工事材料又は製造工場等にある工場製品の出来形、品質、規格、数量等について**設計図書**と照合して工事の施工状況を確認することをいう。
25. 検査員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

26. 現場技術員とは、発注者が契約の適正な履行を確保するために、監督員に代わり現場で**契約図書**に示された項目の臨場をする者をいう。
27. 同等以上の品質とは、**設計図書**で指定する品質又は**設計図書**に指定がない場合、監督員が**承諾**する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督員の**承諾**した品質をいう。なお、試験機関での品質の**確認**のために必要となる費用は、請負者の負担とする。
28. 工期とは、**契約図書**に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
29. 工事開始日とは、工期の始期日又は**設計図書**において規定する始期日をいう。
30. 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することを含む）の初日をいう。
31. 工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
32. 本体工事とは、**設計図書**に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
33. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
34. 工事区域とは、工事用地、その他**設計図書**で定める土地又は水面の区域をいう。
35. 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び**設計図書**で明確に指定される場所をいう。
36. S Iとは、国際単位系をいう。
37. 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
38. J I S規格とは、日本工業規格をいう。また、**設計図書**のJ I S製品記号は、J I Sの国際単位系（S I）移行（以下「新J I S」という。）に伴い、すべて新J I Sの製品記号としているが、旧J I Sに対応した材料を使用する場合は、旧J I S製品記号に読み替えて使用出来るものとする。

1-1-3 設計図書の照査等

1. 請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、市販及びホームページ等に掲載されているものについては、請負者が備えなければならない。
2. 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が**確認**できる資料を書面により**提出**し、**確認**を求めなければならない。なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**、及びその他の図書を監督員の**承諾**なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-1-4 工程表

請負者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督員を経由して発注者に**提出**しなければならない。なお、監督員が**指示**した場合は、更に詳細の工程表を作成し**提出**しなければならない。

1－1－5 施工計画書

1．請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。ただし、当初の請負代金が50万円未満の工事については、監督員が指示する場合を除き、施工計画書の作成を省略することができる。

請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならぬ。

この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならぬ。

また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) その他

2．請負者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

3．請負者は、施工計画書を提出した際、監督員から指示された事項を詳細に記載した施工計画書を、指示された時までに提出しなければならない。

1－1－6 工事カルテ作成、登録

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。（ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）

また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満た

ない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1-1-7 監督員

1. 当該工事における監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
2. 監督員がその権限行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、請負者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と請負者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-1-8 現場技術員

請負者は、**設計図書**で発注者支援組織等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。

- (1) 現場技術員が監督員に代わり現場で**契約図書**に示された項目の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、現場技術員は、契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。
- (2) 監督員から請負者に対する連絡又は伝達等を現場技術員を通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接連絡又は伝達等があったものと同等とする。なお、連絡又は伝達を受け付けた場合は、その都度監督員に伝わった旨を報告しなければならない。
- (3) 請負者が監督員に対して行う連絡又は伝達は、現場技術員を通じて行ってはならない。ただし、監督員から指示があった場合はこの限りではない。

1-1-9 工事用地等の使用

1. 請負者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
2. **設計図書**において請負者が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負者が必要とする用地については、自ら準備し、確保しなければならない。
3. 請負者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
4. 請負者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、**設計図書**の定め又は監督員の指示に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。
5. 発注者は、第1項に規定した工事用地等について請負者が復旧の義務を履行しないときは請負者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は請負者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、請負者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

1-1-10 工事の着手

請負者は、**特記仕様書**に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

1－1－11 工事の下請負

請負者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が愛媛県建設工事入札参加有資格業者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

1－1－12 施工体制台帳

1. 請負者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が3,000万円以上になる場合、建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、発注者に提出しなければならない。
2. 第1項の請負者は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の6の規定により、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに発注者に提出しなければならない。
3. 第1項の請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど施工体制台帳及び施工体系図を変更し、第1項及び第2項の規定により工事現場に備え、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示するとともに、すみやかに発注者に提出しなければならない。
4. 第1項の請負者は、工事完成後、全ての精算下請負代金額を記載した施工体系図に最終の下請契約書の写しを添付して発注者に提出しなければならない。

1－1－13 請負者相互の協力

請負者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1－1－14 調査・試験に対する協力

1. 請負者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。
2. 請負者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。

- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
3. 請負者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
4. 請負者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。なお、調査要領等は別途、監督員が指示するものとする。

1-1-15 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、請負者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。
- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合
- (4) 第三者、請負者、使用人及び監督員の安全のため必要があると認める場合
2. 発注者は、請負者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、発注者が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができるものとする。
3. 前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、工事現場を適切に保全しなければならない。

1-1-16 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、請負者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-17 工期変更

1. 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と請負者との間で確認するものとする。
2. 請負者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を発注者に提出しなければならない。
3. 請負者は、契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を発注者に提出するものとする。

4. 請負者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を発注者に提出するものとする。
5. 請負者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を発注者に提出しなければならない。

1-1-18 支給材料及び貸与物件

1. 請負者は、支給材料及び貸与物件を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
2. 請負者は、支給材料及び貸与物件の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならぬ。
3. 請負者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）には支給品精算書を監督員に提出しなければならない。
4. 請負者は、契約書第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与物件の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに監督員に提出しなければならない。
5. 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督員の指示によるものとする。引渡場所からの積込み、荷下しを含む運搬に係る費用は請負者の負担とする。
6. 請負者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。なお、請負者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。また、返還に要する費用は請負者の負担とする。
7. 請負者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。
8. 請負者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。
9. 支給材料及び貸与物件の所有権は、請負者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-1-19 工事現場発生品

1. 請負者は、工事施工によって生じた現場発生品について、品質、規格及び数量を記載した現場発生品調書を作成し、監督員に提出するとともに、その指示を受けて処理しなければならない。
2. 請負者は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に通知し、監督員が引き渡しを指示したものについては、現場発生品調書を作成し、監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。
3. 請負者は、前2項以外の現場発生品を自らの責任と費用で処分しなければならない。

1-1-20 建設副産物

1. 請負者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計

図書に指定された仮設工事にあっては、監督員と**協議**するものとし、**設計図書**に明示がない任意の仮設工事に当たっては、監督員の**承諾**を得なければならない。

2. 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、工事施工中においては、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）により、適正に処理されていることを**確認**するとともに監督員に**提示**し、工事施工後においては、マニュフェストの写し等を監督員に**提出**しなければならない。
3. 請負者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
4. 請負者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、**施工計画書**に含め監督員に**提出**しなければならない。
5. 請負者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、**施工計画書**に含め監督員に**提出**しなければならない。
6. 請負者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録し監督員に**提出**しなければならない。

1-1-21 監督員による検査（確認を含む）及び立会等

1. 請負者は**設計図書**に従って、工事の施工について監督員の**立会**に当たっては、あらかじめ立会願を監督員に**提出**しなければならない。
2. 監督員は、工事が**契約図書**どおりおこなわれているかどうかの**確認**をするために必要に応じ、工事現場又は製作工場に立ち入り、**立会**し、又は資料の**提出**を請求できるものとし、請負者はこれに協力しなければならない。
3. 請負者は、監督員による検査（**確認**を含む）及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。

なお、監督員が製作工場において**立会**および監督員による検査（**確認**を含む）を行なう場合、請負者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4. 監督員による検査（**確認**を含む）及び**立会**の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。
5. 請負者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督員の**立会**を受け、材料検査（**確認**を含む）に合格した場合にあっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。

6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 請負者は、表1-1段階確認一覧表に示す確認時期、及び監督員が**指示**する施工段階において、**段階確認**を受けなければならない。
- (2) 請負者は、事前に**段階確認**に係わる**報告**（種別、細別、施工予定期限等）を所定の様式により監督員に**提出**しなければならない。また、監督員から**段階確認**の

実施について**通知**があった場合には、請負者は**段階確認**を受けなければならない。

(3) **段階確認**は請負者が臨場するものとし、**確認**した箇所に係わる監督員が押印した書面を、請負者は保管し検査時に**提出**しなければならない。

(4) 請負者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

7. 監督員は、**設計図書**に定められた**段階確認**において臨場を机上とすることができる。この場合において、請負者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを**提示**し**確認**を受けなければならない。

表1-1 段階確認一覧表

| 種 別 | 細 別 | 確 認 時 期 |
|---------------------------------|---|---|
| 指定仮設工 | | 設置完了時 |
| 土工（掘削工） | | 土（岩）質の変化した時 |
| 道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤） | | ブルーフローリング実施時 |
| 表層安定処理工 | 表層混合処理・路床安定処理 | 処理完了時 |
| | 置換 | 掘削完了時 |
| | サンドマット | 処理完了時 |
| バーチカルドレーン工 | サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパドレーン | 施工時 施工完了時 |
| 締固め改良工 | サンドコンパクションパイ尔 | 施工時 施工完了時 |
| 固結工 | 粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイ尔 | 施工時 施工完了時 |
| | 薬液注入 | 施工時 |
| 矢板工 (仮設を除く) | 鋼矢板 鋼管矢板 | 打込時 打込完了時 |
| 既製杭工 | 既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭 | 打込時 打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中堀杭） 施工完了時（中堀杭） 杭頭処理完了時 |
| 場所打杭工 | リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭 | 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時 |
| 深基礎工 | | 土（岩）質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時 |
| オープシケーション基礎工 ニューマチックケーション基礎工 | | 鉄査据え付け完了時 本体設置前（オープシケーション） 掘削完了時（ニューマチックケーション） 土（岩）質の変化した時 鉄筋組立て完了時 |
| 鋼管井筒基礎工 | | 打込時 打込完了時 杭頭処理完了時 |

| 種 別 | 細 別 | 確 認 時 期 |
|---|---------------------------|--|
| 置換工（重要構造物） | | 掘削完了時 |
| 築堤・護岸工 | | 法線設置完了時 |
| 砂防えん堤 | | 法線設置完了時 |
| 護岸工 | 法覆工（覆土施工がある場合） | 覆土前 |
| | 基礎工・根固工 | 設置完了時 |
| 重要構造物 函渠工（樋門・樋管含む） 躯体工（橋台） R C 躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 R C擁壁 砂防えん堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 | | 土（岩）質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前 |
| 躯体工 R C 躯体工 | | 杏座の位置決定時 |
| 床版工 | | 鉄筋組立て完了時 |
| 鋼橋 | | 仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く） |
| ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 P C ホロースラブ製作工 P C 版桁製作工 P C 箱桁製作工 P C 片持箱桁製作工 P C 押出し箱桁製作工 床版・横組工 | | プレストレスト導入完了時 横縫め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦縫め作業完了時 P C 鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く) |
| トンネル掘削工 | | 土（岩）質の変化した時 |
| トンネル支保工 | | 支保工完了時 (支保工変化毎) |
| トンネル覆工 | | コンクリート打設前 コンクリート打設後 |
| トンネルインバート工 | | 鉄筋組立て完了時 |
| 地盤改良工（港湾） | 置換工 | 施工時 |
| | サンドコンパクションパイル工 深層混合処理工 | 施工時 施工完了時 |
| | サンドドレーン | 施工時 |
| 埋立工及び裏埋工（港湾） | 裏埋工 | 施工時 |
| ケーソン工（港湾） | 製作工 | 鉄筋組立て完了時 曳航前 |

| 種 別 | 細 別 | 確 認 時 期 |
|----------------|-------|--------------------|
| ほ場整備工 農地造成工 | 整地工 | 基盤整地完了時 |
| | 暗渠排水工 | 管布設完了時 |
| 管水路工 | 減圧水槽工 | 土（岩）質の変化した時 |
| | | 床掘削完了時 |
| | | 鉄筋組立て完了時 |
| | | 埋戻し前 |
| ため池改修工 | トレンチ | 土質の変化した時 |
| | | 掘削完了時 |
| | | 第1層転圧時 |
| | | トレンチ盛土1m完了時 |
| | 本堤土工 | 第1層転圧時 |
| | | 堤体盛土1m完了時 |
| | 底樋土工 | 土質の変化した時 |
| | | 床掘削完了時 |
| | | 均しコンクリート横埋戻し時 |
| | 洪水吐掘削 | 土（岩）質の変化した時 |
| | | 床掘削完了時 |
| | 構造物 | 底樋管布設完了時 |
| | | 鉄筋組立て完了時 |
| | | 埋戻し前 |
| 山腹工 | 法切工 | 土（岩）質の変化した時 |
| | 土留工 | 床掘完了時 |
| | 水路工 | 法切完了時 |
| | 筋工 | 施工時 |
| | 伏工 | 施工後 |
| | | 埋戻し前 |
| 森林整備 | 植栽 | 植栽前 |
| | | 植栽完了時 |
| | 保育 | 下刈り、つる切完了時 |
| | | 本数調整伐、枝落、選木及び伐倒完了時 |

1－1－22 数量の算出

1. 請負者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
2. 請負者は、出来形測量の結果を基に、請負者の費用により、愛媛県が定める土木工事数量算出要領及び**設計図書**に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、**設計図書**の寸法に対し、愛媛県が定める土木工事施工管理基準を満たしていれば、**設計図書**の変更の対象としないものとする。

なお、設計数量とは、**設計図書**に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

1－1－23 工事完成検査

1. 請負者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成届を発注者に提出しなければならない。
2. 請負者は、工事完成届を発注者に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) **設計図書**（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
 - (3) **設計図書**により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料等の資料の整備がすべて完了していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
3. 監督員は、工事検査に先立って、請負者に対して検査日を通知するものとする。
4. 検査員は、監督員、請負者又は現場代理人及び主任技術者、監理技術者又は専門技術者の臨場の上、工事目的物を対象として**契約図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
5. 請負者は、愛媛県工事検査規程（昭和63年4月愛媛県告示第509号）に基づく軽微な破壊検査を行うことができるよう準備しなければならない。この場合、工事検査による掘削、破壊、削孔、抜取り等の箇所は、工事検査終了後、直ちに復旧しなければならない。
6. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、請負者に対して、期限を定めて修補の請求を行うものとする。
7. 修補の完了が確認された場合は、その請求の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。
8. 請負者は、当該工事完成検査については、第1編1－1－21第3項の規定を準用する。

1－1－24 既成部分検査等

1. 請負者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は契約書

第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既成部分に係わる検査を受けなければならない。

2. 請負者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、発注者に提出しなければならない。
3. 検査員は、監督員、請負者又は現場代理人及び主任技術者、監理技術者又は専門技術者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
4. 請負者は、検査員の請求による修補については、前条の第6項の規定に従うものとする。
5. 請負者は、当該既成部分検査については、1-1-21第3項の規定を準用する。
6. 監督員は、既成部分検査に先立って、請負者に対して検査日を通知するものとする。
7. 請負者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-25 中間検査

1. 請負者は、愛媛県工事検査規程に基づく中間検査を受けなければならない。
2. 検査員は、監督員、請負者又は現場代理人及び主任技術者、監理技術者又は専門技術者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
3. 請負者は、検査員の請求による修補については、1-1-23の第6項の規定に従うものとする。
4. 請負者は、当該中間検査については、1-1-21第3項の規定を準用する。
5. 監督員は、中間検査に先立って、請負者に対して検査日を通知するものとする。

1-1-26 部分使用

1. 発注者は、請負者の同意を得て部分使用できるものとする。
2. 請負者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間検査を受けるものとする。

1-1-27 施工管理

1. 請負者は、工事の施工に当たっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
2. 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、請負者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、請負者の負担とするものとする。
 - (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合

- (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合
3. 請負者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び請負者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする。
4. 請負者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
5. 請負者は、工事に使用する指定機械及び主要な船舶を搬入・搬出する際には、監督員に通知しなければならない。
6. 請負者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が請負者の過失によるものと認められる場合、請負者自らの負担で原形に復元しなければならない。
7. 請負者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
8. 請負者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに監督員及び関係官公庁へ通知し、その指示を受けるものとする。
9. 請負者は、愛媛県が定める土木工事施工管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。
なお、愛媛県が定める土木工事施工管理基準に定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

1-1-28 履行報告

請負者は、契約書第11条の規定に基づき、履行状況を監督員に報告しなければならない。

1-1-29 工事関係者に対する措置請求

- 1. 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2. 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-30 工事中の安全確保

- 1. 請負者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成13年3月29日）、建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」を参考にして、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請

負者を拘束するものではない。

2. 請負者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
3. 請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
4. 請負者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、**設計図書**により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の**承諾**を得て、それを使用することができる。
5. 請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
6. 請負者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
7. 請負者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
8. 請負者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
9. 請負者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美化化に努めるものとする。
10. 請負者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に現場に即した安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - (1) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (2) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (3) 当該工事内容等の周知徹底
 - (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
11. 前項の実施に当たり、「共通仕様書」「労働安全衛生規則」「土木工事安全施工技術指針」等の諸規定・法令について、工事の現場施工に関係する項目を把握・理解し、初回の安全訓練で作業員全員に研修し、理解させなければならない。なお、作業員全員への研修は、原則として現場代理人が行うものとする。
12. 安全に関する研修・訓練等の具体的な実施計画の作成に当たっては、工事の内容に応じた具体的な計画を作成するとともに、作業員全員への研修を行う諸規定・法令の関係項目を具体的に記載し、工事着手前に監督員に**提出**しなければならない。
13. 工事完了時の安全に関する研修・訓練等の実施結果資料の**提出**に当たっては、実施状況写真、実施内容、出席者の判る資料、諸規定・法令の関係項目の研修プログラム及び研修資料の写し等を共通仕様書で定める他の資料とともに添付し、監督員の請求があった場合は直ちに**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。

14. 請負者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
15. 請負者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
16. 発注者が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。
17. 請負者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
18. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。
19. 請負者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。
20. 請負者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占用者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
21. 請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。

1-1-31 爆発及び火災の防止

1. 請負者は、火薬類の使用については、以下の規定によらなければならぬ。
 - (1) 請負者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。
なお、従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳の写しを監督員に提出しなければならない。
 - (2) 請負者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち監督員に使用計画書を提出しなければならない。
 - (3) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盜難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。
2. 請負者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならぬ。
 - (1) 請負者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を記載した計画書を監督員に提出しなければならない。
 - (2) 請負者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 請負者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示

を行い、周辺の整理に努めなければならない。

(4) 請負者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

1-1-32 後片付け

請負者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の請負者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、**設計図書**において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の**指示**に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1-1-33 事故報告書

請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに必要な措置を講じ、監督員に通報するとともに、監督員が**指示**する様式（工事事故報告書）で**指示**する期日までに、**提出**しなければならない。

1-1-34 環境対策

1. 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
2. 請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に**報告**し、監督員の**指示**があればそれに従わなければならぬ。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応に当たり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で**確認**する等明確にしておくとともに、状況を隨時監督員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。
3. 監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、請負者に対して、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかつたか否かの判断をするための資料の**提示**を求めることができる。この場合において、請負者は必要な資料を**提示**しなければならない。
4. 請負者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。
5. 請負者は、海中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、請負者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

1-1-35 文化財の保護

1. 請負者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督員に**報告**し、その**指示**に従わなければならぬ。
2. 請負者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1-1-36 交通安全管理

1. 請負者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の

- 落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。
2. 請負者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
3. 請負者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督員に提出しなければならない。なお、請負者は、ダンプトラックを使用する場合、次の事項に留意し、過積載防止に努めなければならない。また、下請負人についても十分に指導しなければならない。
- (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また、積み込ませてはならない。
- (2) さし杵装着車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませてはならない。
- (3) 過積載車両、さし杵装着車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにしなければならない。
- (4) 当該工事において、取引関係のあるダンプカー事業車が過積載を行い、また、さし杵装着車等を土砂運搬にしようとしている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じなければならない。
- (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請負人及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにしなければならない。
4. 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に準じ、安全対策を講じなければならない。
5. 請負者は、**設計図書**において指定された工事用道路を使用する場合は、**設計図書**の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
6. 請負者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を監督員に提出しなければならない。この場合において、請負者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に**指示**する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
7. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、請負者の責任において使用するものとする。
8. 請負者は、他の請負者と工事用道路を共用する必要がある場合においては、関連する請負者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
9. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。請負者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物

- を撤去しなくてはならない。
10. 工事の性質上、請負者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
 11. 請負者は、工事の施工に当たっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻轆している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。
 12. 請負者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならぬ。なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、監督員及び関係官公庁に通知しなければならない。
 13. 請負者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに監督員及び関係官公庁に通知しなければならない。
 14. 請負者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるとときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

表1-1 一般的制限値

| 車両の諸元 | 一般的制限値 |
|---------------|--|
| 幅 | 2.5m |
| 長さ | 12.0m |
| 高さ | 3.8m |
| 重量 総 重 量 | 20.0 t (但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t) |
| 軸 重 | 10.0 t |
| 隣接軸重 の 合 計 | 隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合には19 t)、 1.8m以上の場合は20 t |
| 輪 荷 重 | 5.0 t |
| 最小回転半径 | 12.0m |

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1-1-37 安全対策

1. 請負者は、工事の施工に当たって交通整理等を行うときは、一般交通に支障を来すことを未然に防ぎ、もって公共工事の円滑な執行に資することを理解し、適正に

工事を実施しなければならない。

2. 請負者は、工事の施工に当たって、交通整理等を行うときは、配置人員、配置位置及び配置期間等について監督員と**協議**を行わなければならない。また、計画に変更が生じた場合も同様とする。
3. 請負者は、工事の施工に当たって交通整理等を行った場合、工事完了時に実施内容の判る写真及び交通整理員の雇用実績を所定の様式により、その他の資料と併せて提出しなければならない。

1-1-38 施設管理

請負者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)又は部分使用施設(契約書第33条の適用部分)について、施工管理上、**契約図書**における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と**協議**できるものとする。なお、当該**協議**事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-39 諸法令の遵守

1. 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- (3) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (6) 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）
- (7) じん肺法（昭和35年法律第30号）
- (8) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (9) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- (10) 健康保険法（昭和11年法律第70号）
- (11) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）
- (13) 出入国管理及び難民認定法（平成3年法律第94号）
- (14) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (15) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (16) 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- (17) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (18) 砂防法（明治30年法律第29号）
- (19) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
- (20) 河川法（昭和39年法律第167号）
- (21) 海岸法（昭和31年法律第101号）
- (22) 港湾法（昭和25年法律第218号）
- (23) 港則法（昭和23年法律第174号）
- (24) 漁港法（昭和25年法律第137号）

- (25) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (26) 航空法（昭和27年法律第231号）
- (27) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）
- (28) 軌道法（大正10年法律第76号）
- (29) 森林法（昭和26年法律第249号）
- (30) 環境基本法（平成5年法律第91号）
- (31) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）
- (32) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (33) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (34) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (35) 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- (36) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (37) 廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (38) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- (39) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）
- (40) 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- (41) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (42) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (43) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (44) 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- (46) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）
- (47) 駐車場法（平成11年12月改正 法律第160号）
- (48) 海上交通安全法（昭和47年法律第115号）
- (49) 海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）
- (50) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- (51) 船員法（昭和22年法律第100号）
- (52) 船舶職員法（昭和26年法律第149号）
- (53) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）
- (54) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）
- (55) 自然公園法（昭和32年法律第161号）
- (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）
- (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (58) 河川法施行法（昭和39年法律第168号）
- (59) 緊急失業対策法（昭和24年法律第89号）
- (60) 技術士法（昭和58年法律第25号）
- (61) 漁業法（昭和24年法律第267号）
- (62) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）
- (63) 空港整備法（昭和31年法律第80号）
- (64) 計量法（平成4年法律第51号）

- (65) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (66) 航路標識法（昭和24年法律第99号）
- (67) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- (68) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (69) 職業安定法（昭和22年法律第141号）
- (70) 所得税法（昭和40年法律第33号）
- (71) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- (72) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (73) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (74) 電波法（昭和25年法律第131号）
- (75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
（昭和42年法律第131号）

(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

(77) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）

(78) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）

2. 請負者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ぼないようにしなければならない。

3. 請負者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督員に報告し、その確認を求めなければならない。

1-1-40 官公庁等への手続等

- 1. 請負者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2. 請負者は、工事施工に当たり請負者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。
- 3. 請負者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に報告しなければならない。
- 4. 請負者は、諸手続にかかる許可、承諾等を得たときは、その写しを監督員に提出しなければならない。
- 5. 請負者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、請負者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 6. 請負者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 7. 請負者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、請負者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 8. 請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。請負者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
- 9. 請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する

等明確にしておくとともに、状況を隨時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1－1－41 施工時期及び施工時間の変更

1. 請負者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。
2. 請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

1－1－42 工事測量

1. 請負者は、工事請負契約の締結後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員の指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。
2. 請負者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に報告し、ただちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
3. 請負者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員に報告し指示に従わなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
4. 請負者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。
5. 請負者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
6. 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。

1－1－43 提出書類

1. 請負者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。
2. 請負者は、電子納品を行う場合は、「愛媛県工事完成図書の電子納品要領（案）」（以下「要領」という）に基づき、電子記憶媒体にして提出するものとする。なお、「要領」で特に記載のない項目については別途監督員と協議するものとする。

1－1－44 不可抗力による損害

1. 請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに監督員に通知するものとする。

2. 契約書第29条第1項に規定する「**設計図書**で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 波浪、高潮に起因する場合
波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合
- (2) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。
- ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
 - ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上
 - ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上
 - ④ その他**設計図書**で定めた基準
- (3) 強風に起因する場合
最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合
- (4) 河川沿いの施設に当たっては、河川の警戒水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合
- (5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合
3. 契約書第29条第2項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、**設計図書**及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等請負者の責によるとされるものをいう。

1-1-45 特許権等

1. 請負者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督員に**報告**するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と**協議**するものとする。
2. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。
なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1-1-46 保険の付保及び事故の補償

1. 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
3. 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に**提出**しなければならない。

1-1-47 臨機の措置

1. 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監

監督員に通知しなければならない。

2. 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-48 デジタル写真の編集

請負者は、デジタルカメラ等の電子媒体による写真を撮影し、提出する場合は、国土交通省の「デジタル写真管理情報基準（案）」に準拠した提出を原則としなければならない。ただし、工事写真の編集については、監督員の承諾を得た場合に限り、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は認めることとするが、編集を行う写真については、補正前の写真データを別途保存しておくことを原則とし、監督員が請求した場合は速やかにこれを提出しなければならない。なお、補正前の写真データの保存期間は、納品後3年とする。

1-1-49 電子データの提出

請負者は、書類等を電子データで提出する場合は、セキュリティー対策を十分に行わなければならない。なお、電子データの提出に当たっては、信頼できる最新のウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行い、電子データがウイルスに感染していないことを確認しなければならない。

1-1-50 間伐材の利用促進

1. 地球環境保護と環境負荷低減の立場から、間伐材の利用促進を図るため、本工事に使用する木材については、丁張板や現場立ち入り防止柵等の任意仮設を含め、愛媛県産間伐材を優先し使用しなければならない。
2. 木材の使用がある場合には、第1編1-1-5施工計画書第1項の施工計画書に記載するとともに、木材利用計画書を作成しなければならない。
3. 木材の使用に当たっては、出荷元より産地証明書を受け、監督員に提示しなければならない。なお、間伐材にあっては、素材、製材を問わずシール等により、現場で容易に間伐材であることが判別できるものを使用するよう努めなければならない。
4. 工事完成時には、木材利用実績書及び産地証明書の写しを監督員に提出しなければならない。